社說

英國女皇陛下即位六十年の祝典

本月本日は英國女皇陛下即位六十年祝典の當日なり本國を始めとして各領地殖民地の臣民は申す迄もなく締盟諸國の帝室人民に至るまで孰れも祝意を表せざるものはなかる可し思ふに英國と我國との關係は制度文物學問技藝の如き多く彼に資して類似の點少なからざるのみならず東西その位置を殊にするも立國の利害、自から相通ずるものあり古因縁殊特に同情の感なきを得ざるは勿論なれども吾々日本人が今回の盛典に際して祝意を表せんとするは單に國交際の禮のみに非ず英國と國との關係を別にして陛下御一身の幸運に對し猶も世界の人類として大に祝せざる可らざるものあればなり抑も大英國愛蘭并に印度を統治せらるゝヴイクトリヤ女皇陛下は千八百十九年五月を以てケンシントンの宮殿に降誕せられ同三十七年六月二十日ウイリヤム四世皇帝の後を承けて皇位に即き翌年六月ウエストミンスター寺院に於て即位式を舉行せられ同四十年二月にはアルバート公と結婚あり同年の冬に第一の皇女を舉げられてより同五十七年までに四人の皇子と五人の皇女との誕生ありて陛下の御即位後、皇室は慶事のみ打續きたるが御生母ケント公爵夫人は千八百六十一年に逝去せられ次で同年十二月には皇婿アルバート公に先だゝれさせ給ひ重ね〳〵の御不幸に一時は深く悲嘆に沈ませられたれども爾來皇室の御運はます〳〵目出度く歐洲各國の王室概ね姻戚の縁に連らなり皇孫の數は振々として二十人の多きに及び孰れも女皇の慈愛を仰がざるなし陛下が家庭の風儀を重んじ殊に慈惠の事に心を用ひらるゝ其一身の御徳義は今更ら述ぶるまでもなしとして即位より今日に至るまでの御治績を考ふれば政治上には彼國の例として政黨の競爭より政府の更迭頻繁にして隨て主義政略の相違あるにも拘はらず時の施政は時の當局者に一任し只その大綱を統て皇室の尊嚴を保ちながら自から交際名譽の中心と爲りて社會全躰に徳化を及ぼしたるが如き又學問技藝の奬勵は皇室歴代の美風にして陛下に於ても特に重きを置れ學者を優待するは勿論、一技一藝の微も荷もせずして奬勵の法に盡さず畢竟英國の工業製作が大に進歩して隨て商賣貿易の發達を致し世界商工の中心として現來ます〳〵隆盛の勢を呈したるも其源は學問技藝を重んじて特に奬勵せられたるが爲に外ならざる可し又外交上に於てはます〳〵步を進めて屢ば國威を輝かし殊に印度の繁榮と共に殖民地は古來未曾有の膨脹を呈し英國女皇の領地は東西轄なくして大陽の沒したるを見ずとの言を爲すに至りしが如き多くは陛下御治世間の盛事として見る可きものなれば英國の臣民が只管陛下の[illegible]徳を仰ぎ即位六十年の今日を期して盛に祝典を舉ぐる次第より偶然ならざれども單に一個の外國人として之を見るも陛下の如く内外の幸福名譽を一身に集めたるものは世界古今に殆んど稀にして眞實一代の儀表として[illegible]慶事の稀なきを得ず即ち我輩が國交際の[illegible]して大に祝意を表せんとする所以なり況や[illegible]八十七年に[illegible]即位五十年の祝典に[illegible]に參集し[illegible]一時の盛儀を極めたりき思ふに本日の祝典は當年に比して更らに一層の盛大を見るとならん我國よりは[illegible]の大使として有栖川親王殿下の親しく參列せらるゝあり又彼地にて製造したる我國第一の主戰艦「富士」は恰も艤裝を終り列國派遣艦隊の旗艦と共に大典觀艦の列に入る可しと云ふ以て我上下一般の祝意を表するに足る可し我輩は遙に本日の盛儀を想像し聊か一片の祝辭を呈して英國女皇陛下の萬々歳を祈るものなり

○英國女皇雜話

英國女皇ヴヰクトリア陛下は本日を以て其在位六十年祝典を倫敦に舉行せんとす當時富强第一を以て世界に誇る英國の事なれば其式の如き必ずや壯大優麗人目を驚かすに堪へたるものあらん其二三豫定に係るものは時々本紙に於て讀者に報じたるが其詳細の事に至りては更に其後の報の達するを待たざるべからず吾輩は其時を以て譯出するみとし今は女皇最近の肖像は[illegible]肖像と併せて女皇に關する小話數片を掲げ以て聊か多幸多福なる女皇の風丰を察するの資に供せんとす

女皇の狗小屋

女皇狗を愛するみと深くウヰンゾー宮に接して營まれたる狗小屋の如き實に世界に於ける第一等の狗小屋と謂ふべし女皇屢々駕を命じてウヰンゾーに幸するも多くは其狗を見んと欲するの心切なるに因るものにて臨幸の折々先づ立寄るは此狗小屋なりと云ふ狗小屋の内別に地を定めて薄倖永く皇の寵を受くる能はざりし狗を葬る双株の楡樹深く影を爲して墓上には緑草の露長へに乾くとなし特に皇の悲哀を止めたるものは碑石を樹てゝ紀念とし其表には名と忌日とを刻まる斯るもの其數五基ありと聞く

親ら兒孫に教ふ

女皇其身に故障あらざる限りは親しく其兒孫に聖經を講ずるを以て快樂とす一日倫敦の副牧主教督の題目につきて皇女に試問したるみとあり皇女遂答辯く缺るみとなし牧主嘆歎「殿下の本傳甚だ教授に勉めたりと覺ゆ」と言すれば皇女「否とよ之を我等に教へたるものは乃ち祖母なり」

[illegible]甚だ至れり

女皇の親しく兒孫に教ふる[illegible]の[illegible]のみにあらず動作[illegible]常に之を督する甚だ嚴なり一日女皇馬車を驅て野に[illegible]

某々護衛の命[illegible]

之に[illegible]母皇[illegible]

手巾を其[illegible]懐[illegible]

來て爲に之を[illegible]

ひ其聲を勵まし[illegible]

人の皇女を助[illegible]

く拾ふて再び[illegible]

親王に伴はれ[illegible]

るものあらば[illegible]

ふる所なり皇[illegible]

過ぎず「車を[illegible]

せ廻りて之を[illegible]

最も[illegible]

女皇在位中[illegible]

其最も好む所[illegible]

まざる所は[illegible]

ルドは婦人に[illegible]

機嫌を察して[illegible]

「ロトンプ[illegible]

女皇」の稱號[illegible]